『西南学院史紀要』の編集について

編集方針

- 1. 建学の精神を明らかにするために、キリスト教主義学校としての西南学院の歴史を記録する。
- 2. 西南学院の教育・研究を検証し、将来に向けての提言及び問題提起を行う。

執筆要領

- 1. 文体は、「である」体で統一する。
- 2. 年号は、原則として西暦、または和暦の併用とする。 例) 平成19年1月1日 → 2007年1月1日または2007(平成19)年1月1日
- 3. 資料の引用は、原則として原文に忠実であることとする。
- 4. 執筆者の肩書きは、巻末の執筆者紹介でまとめて掲載する。
- 5. 写真を提出する場合は、説明文(キャプション)をあわせて提出する。

執筆に関する内規

- 1. 『西南学院史紀要』に執筆できる者は、百年史編纂委員会が執筆を依頼、または 承認した者とする。
- 2. 原稿は、原則として横書きとし、本文20,000字までを基準とする。これを超える ものはあらかじめ百年史編纂委員会の同意を得るものとする。
- 3. 執筆者による校正は、原則として二校までとする。
- 4. 執筆者には、原則として原稿料を支払う。原稿料の計算については別に定める。
- 5. 執筆者には、掲載誌を5部謹呈するものとし、抜き刷りは原則として行わない。 ただし、執筆者の申し出がある場合は、執筆者の実費負担にて抜き刷りを印刷す ることができる。
- 6. 紀要に掲載された原稿は、本学のホームページ等で公開されることをあらかじめ 承諾するものとする。
- 7. 上記以外の問題および原稿の執筆、校正にあたって問題が生じた場合は、百年史編纂委員会委員長が決定するものとする。
- 8. この内規の改廃は、百年史編纂委員会で決定する。

紀要原稿料の取り扱いについて

- 1. 原稿料については特に定められたもの以外は「論集及び研究叢書刊行規則」を根拠により算出する。
- 2. 原稿料は1ページ37文字で33行を基本とし、論文については1,200円、資料又は 書評は720円で算出する。
- 3. 写真または挿絵は原稿料に含まないが図表は含む。
- 4. 1ページに満たないものについては、2分の1以上は1ページとして扱い、2分の1未満のものは0.5として扱う。
- 5. 論文は30.000円、資料または書評は17.000円を上限とする。
- 6. 学外者の執筆も本学と同額とする。
- 7. 役職上(巻頭言、編集後記など)の執筆者には、原稿料は払わない。
- 8. 職員の役職上の執筆は、原稿料の対象外とする。

以上